

ホームステイを希望する外国人を受入れている公的団体や、留学生が在学する大学等が「依頼団体（申込者）」となります。

ホームステイの申し込みをされる場合は次の事項をご理解ください。

- 1 協会のホームステイは、国際交流活動を活発化し、異文化理解を促進するための制度であり、単に宿泊場所を提供するものではありません。また、ホームステイの受け入れはホストファミリーの意向によるものであり、ご希望のホストファミリー数を充足することはお約束できない点をご理解いただくとともに、ホストファミリーの手配に約1ヶ月かかりますので、ホームステイ開始日までに余裕をもってお申し込みください。
- 2 協会に登録いただいているホストファミリーはボランティア精神でホームステイを受け入れています。しかしながら、交流や宿泊によるご家庭の負担があることも事実で、協会が独自に実施するホームステイの場合、1,500円/泊・人を補助しています。については、各団体におかれましても、趣旨ご理解いただき、ホストファミリーへの支援策を検討いただきますようお願いいたします。
- 3 「依頼団体」は、ホームステイの申し込み時に「ホームステイ申込書（様式第2号）」、「ホームステイ申告書（様式第3号）」「保証人誓約書（様式台4号）」を提出いただくとともに、ホームステイ期間中の緊急連絡体制を組み、連絡先をビジター及び協会に前もってお知らせください。協会は、この緊急連絡体制をホストファミリーに通知します。また、万が一、ホームステイに関する事項に変更があった場合は、速やかに協会に書面でご連絡ください。緊急の場合は電話で、その後書面の提出をお願いします。
- 4 ホームステイ中に万が一ビジターが病気・事故にあった（または起こした）場合は、「依頼団体」において責任を持って対応いただきます。
- 5 ビジターとホストファミリーの引き合わせは、「依頼団体」が責任を持って行ってください。事前に「H I Aホームステイガイドライン」の内容をビジターに必ず説明してください。また、ビジターには、ホームステイが協会の事業であり、国際交流活動を活発化し、異文化理解を促進する趣旨のものであること、ホストファミリーがボランティアであることをお伝えください。
- 6 「依頼団体」は、ビジターが旅行傷害保険、損害保険等に加入しており、ホームステイ期間中の万が一の事故等に際しては、それら保険が適用されることを確認ください。  
（万一、未加入の場合は加入させてください。）
- 7 ホームステイが終了した時には、ホストファミリーへの謝意をお伝えください。